日 調 連 発 第 3 号
平成２２年４月１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則等の一部を改正する省令の公布及び
地図証明書の様式変更について（通知）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成 22 年法務省令第 17 号）が、本日公布され、不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号民事局長通達）の一部が改正されましたので、通知します。

つきましては、貴会所属会員に周知していただき、円滑に業務が行われるよう指導方配意願います。

なお、主な改正点及びその取扱いは、下記のとおりです。

記

１　不動産登記規則等の一部を改正する省令

(1) 主な改正点

不動産登記規則第 77 条に規定する地積測量図に記録しなければならない事項に、国土調査法施行令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び測量の年月日が追加された。

(2) 改正後の取扱い

①　本年 7 月 1 日以降にされる登記の申請又は不動産登記規則第 16 条第 1 項の申出から適用される。

②　一定の期間をかけて測量作業が行われ、地積測量図を作成した場合、測量の年月日としては、現地における測量が完了した年月日を記録することで差し支えない。

２　不動産登記事務取扱手続準則

地図情報システムに登録された地図及び地図に準ずる図面に係る証明書（地図証明書）の様式（別記第 98 号）が、本月 5 日から一部変更され、地番区域見出図が追加される。

法務省民二８７５号
平成２２年４月１日

日本土地家屋調査士会連合会長　松岡　直武　殿

法務省民事局民事第二課長　小野瀬　厚

不動産登記規則等の一部を改正する省令の公布及び地図証明書の様式変更について（お知らせ）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成２２年法務省令第１７号）が，本日公布されました。

本省令により，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第７７条が改正され，国土調査法施行令（昭和２７年政令第５９号）第２条第１項第１号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び測量の年月日が地積測量図の記録事項に追加されていますが，改正後の規定については，本年７月１日以降にされる登記の申請又は不動産登記規則第１６条第１項の申出から適用されることになります。

なお，一定の期間をかけて測量作業が行われ，地積測量図を作成した場合，測量の年月日としては，現地における測量が完了した年月日を記録することで差し支えありません。

また，不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号民事局長通達）の一部が改正され，地図情報システムに登録された地図及び地図に準ずる図面に係る証明書（地図証明書）の様式が本月５日から別添のとおり一部変更され，地番区域見出図が追加されます。

つきましては，貴会会員への周知方よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

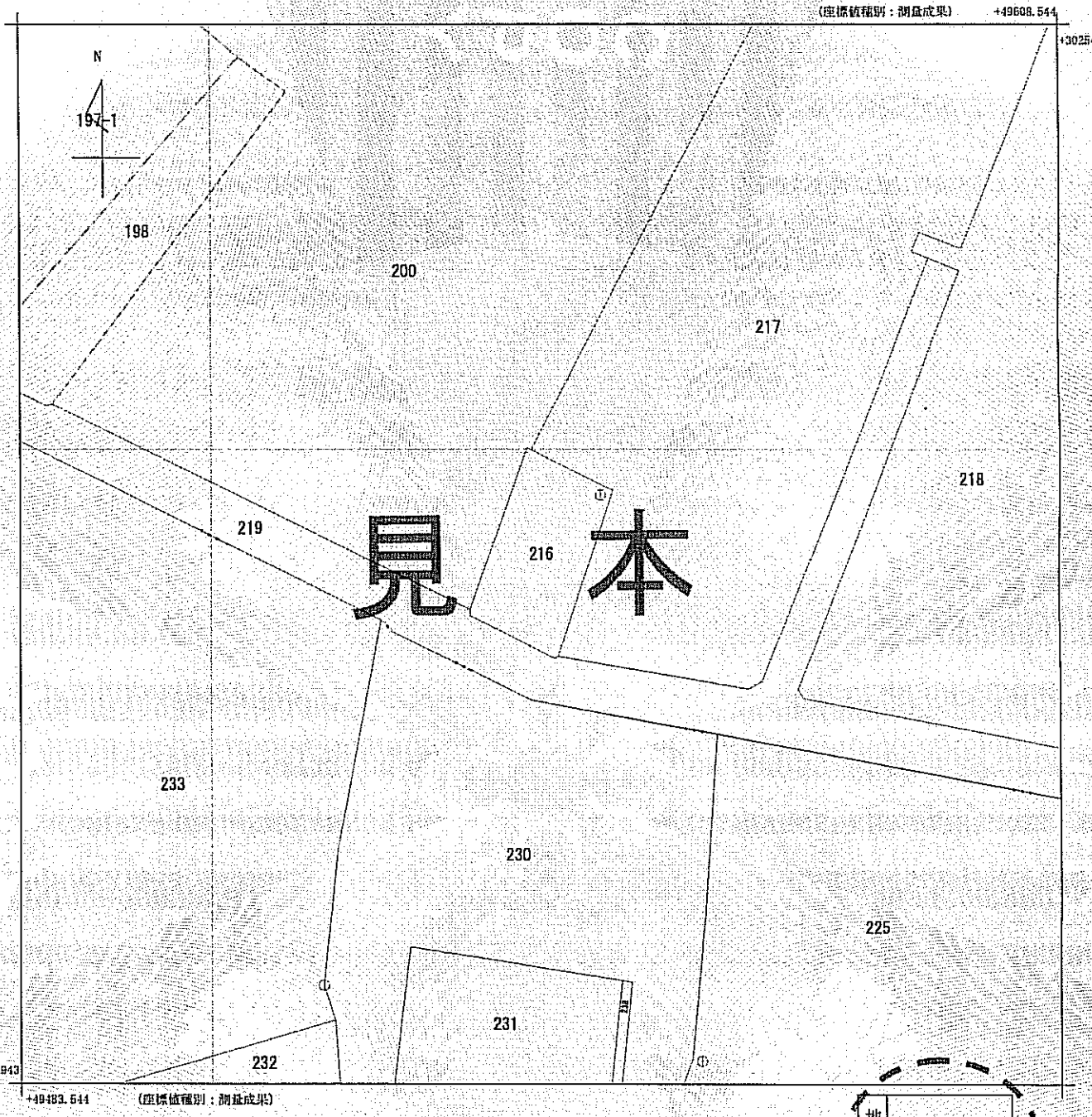

請求部分	所在	特別区東都町１丁目					地番	216番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第１４条第１項)		種類	土地区画整理所在図	
作成年月日	平成8年10月11日			備付年月日(原図)	平成9年4月21日			補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

平成22年3月9日
教育登記所20

申請番号：4-1
(1/1)

登記官　法務太郎

みほん
電子公印

（前のページより続き）
平成二十二年度法務教官採用試験公告（同）　二四
平成二十二年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告（同）　二四
平成二十二年度司法書士試験に関する公告（法務省）　二四
平成二十二年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告（同）　二四
平成二十二年度外務省専門職員採用試験公告（外務省）　二四
平成二十二年一級建築士試験の施行について（国土交通省）　二四
平成二十二年度防衛省職員採用１種試験公告（防衛省）　二四
平成二十二年度防衛省職員採用Ⅱ種試験公告（同）　二四
平成二十二年度裁判所職員（裁判所事務官）採用１種試験公告（最高裁判所）　二五
平成二十二年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験公告（同）　二五
平成二十二年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用１種試験公告（同）　二五
平成二十二年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　二五
平成二十二年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　二五

〔公　告〕

諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し　二三
関係
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
日本放送協会入札、東日本高速道路株式会社工事開始、地方職員共済組合定款の一部変更、プログラムの著作物に係る登録、日本年金機構入札、企業年金基金変更関係　二四
地方公共団体
行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二四

省　令

○法務省令第十七号

不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

法務大臣　千葉　景子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に、「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改める。

第九条中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長」を削り、同条に次の二項を加える。

2　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

第十三条第一項第二号中「地図の番号」の下に「（当該地図が複数の図郭にまたがって作成されている場合には、当該各図郭の番号）」を加え、同項第九号中「隣接図面」を「隣接図郭」に改める。

第十五条中「第十三条第一項第二号の番号」を「第十三条第一項第二号の地図の番号（同号括弧書きに規定する場合には、当該土地が属する図郭の番号）」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（地図等の副記録）

第十五条の二　法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。

2　第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

第十六条第四項第二号中「書面」の下に「（地図訂正申出情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）」を加え、同条第十項中「、第四項第二号」を「第四項第二号」に改め、「場合について」の下に「、令第十六条第五項の規定は第四項第二号に規定する地図訂正申出情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について」を加え、同条第十一項中「、第四項第二号」を「第四項第二号」に改め、「場合について」の下に「、第五十一条の規定は第四項第二号に規定する磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは、「第十六条第十項において準用する令第十六条第五項」と読み替えるものとする。

第二章第二節中第十六条の次に次の一条を加える。

（行政区画の変更等）

第十六条の二　第九十二条の規定は、地図等について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登記」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

第二章第三節中第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（土地所在図等の副記録）

第二十七条の三　法務大臣は、第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調製するものとする。

2　第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

第五十五条第六項中「第一項」を「第三項」に改める。

第六十三条第一項第一号中「代理人」の下に「（以下この条において「申請人等」という。）」を加え、同条第四項第一号中「申請人又は代理人（以下この条において「申請人等」という。）」を「申請人等」に改める。

第七十三条第二項中「及び申請人」を「並びに申請人及び作成者」に改める。

第七十六条第一項中「方位」の下に「、縮尺」を加える。

第七十七条第一項中第八号を第九号とし、同項第七号中「（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

第七十七条第一項に次の一号を加える。

十　測量の年月日

第七十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第八号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、前項第七号及び第八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

第七十九条第一項及び第八十二条第二項中「方位」の下に「、縮尺」を加える。

第八十三条第一項中「各階平面図には」の下に「、縮尺」を加える。

第八十五条第三項を次のように改める。

3　登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、当該図面が、第十七条第一項の電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録に閉鎖の事由及びその年月日並びに登記官の識別番号を記録し、土地図面つづり込み帳又は建物図面つづり込み帳につづり込まれているときは当該図面に閉鎖の事由及びその年月日を記録して登記官印を押印しなければならない。

第八十五条第四項中「保存した」を「保存する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該電磁的記録に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

第八十六条第一項中「番号を付した上、当該地役権図面に当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない」を「その番号（以下「地役権図面番号」という。）を付さなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該地役権図面に当該地役権図面番号並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

第八十六条第二項中「前項の番号」を「地役権図面番号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項後段の規定は、地役権図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

第八十七条第二項中「第十二条第二項」を「第八十五条第三項」に改める。

第百三条第一項及び第百七条第二項中「第八十六条第一項の番号」を「地役権図面番号」に改める。

第百六十条の見出し中「地役権図面の番号」を「地役権図面番号」に改め、同条中「第八十六条第一項の番号」を「地役権図面番号」に改める。

第百九十九条を次のように改める。

第百九十九条　削除

第二百条第四項及び第二百一条第四項中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第二項及び第三項」に、「交付」を「交付の請求」に改める。

第二百五条第二項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

第二百三十一条第四項に次の一号を加える。

八　測量の年月日

第二百三十一条第五項中「基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）」を「国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。

第二百三十一条第六項中「第七十七条第二項及び第四項」を「第七十七条第三項及び第四項」に、「第七十七条第二項中「前項第八号」を「第七十七条第三項中「第一項第九号」に改める。

附則第四条第一項中「第百九十九条」を「第百九十八条」に改める。

附則第八条第四項中「識別記号」を「識別番号」に改める。

別表一の地図番号欄の項中「地図の番号」の下に「又は図郭の番号」を加える。

（商業登記規則の一部改正）

第二条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「副登記記録」に改め、同条第一項中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長」を削り、「登記簿に記録されている事項と同一の事項の記録」を「登記記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副登記記録」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

第五条の見出し中「印鑑に係る記録等」を「印鑑記録等」に改め、同条中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第六条の見出しを「（副印鑑記録）」に改め、同条第一項中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長」を削り、「印鑑に係る記録と同一の事項の記録」を「印鑑記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副印鑑記録」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　登記官は、印鑑記録によって印鑑の事務を行うことができないときは、前項の副印鑑記録に記録した事項は、印鑑記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、印鑑記録によって印鑑の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副印鑑記録に記録した事項を印鑑記録に記録しなければならない。

第九条の二（見出しを含む。）、第九条の五第二項並びに第十一条第一項及び第七項中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第十八条第一項中「登記事項要約書」を「法第十一条の書面（以下「登記事項要約書」という。）」に改める。

第三十四条第六号及び第七号中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第百十条（見出しを含む。）中「又は会社分割」を「、会社分割又は株式移転」に改め、同条中「又は第十五条の二第二項」を「、第十五条の二第二項」に改め、「第二項」の下に「又は第十五条の三第二項」を加え、「又は吸収分割承継会社」を「、吸収分割承継会社」に改め、「新設分割による設立の登記」の下に「又は株式移転による設立の登記」を加え、「同法第十五条第四項ただし書（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）」を「同法第十五条第三項、第十五条の二第四項又は第十五条の三第三項において準用する同法第十条第八項ただし書」に改める。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第三条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第七十六条、第七十七条」を「第七十六条から第七十八条まで」に改める。

（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

第四条　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（副記録）

第四条　登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。

2　登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副記録によってこれを行うことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、後見登記等ファイル等の記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を後見登記等ファイル等の記録に記録しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第七十七条及び第二百三十一条第六項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

（不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の不動産登記規則の規定（他の省令において準用する場合を含む。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記規則により生じた効力を妨げない。

第三条　この省令の施行前にされた登記の申請又は不動産登記規則第十六条第一項の申出については、なお従前の例による。

（船舶登記規則の一部改正）

第四条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「、第百九十九条」を削り、同条の表第二百五条第二項の項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第五条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「、第百九十九条」を削り、同条の表第二百五条第二項の項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

第六条　夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、第百九十九条」を削る。

附則第三条第六項中「識別記号」を「識別番号」に改める。

附則第四条第一項中「第百二十五条第一項」を「第百二十二条第一項」に改める。

（船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第十六条中「、第百九十九条」を削る。

○文部科学省令第十号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　文部科学大臣　川端　達夫

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

在職年数	月額
	円
18年未満	379,300
18年以上	386,900
19年以上	393,900
20年以上	400,400
21年以上	407,100
22年以上	412,600
23年以上	418,300
24年以上	424,000
25年以上	428,800
26年以上	434,200
27年以上	439,700
28年以上	445,300
29年以上	454,400
30年以上	458,100
31年以上	463,700
32年以上	470,500
33年以上	477,500
34年以上	483,800
35年以上	489,000
36年以上	492,900

別表第二（第二条第一号関係）

在職年数	月額
	円
8年未満	274,700
8年以上9年未満	287,000
9年以上10年未満	297,000

○不動産登記規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

一　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第一節　（略） 第二節　地図等（第十条―第十六条の二） 第三節　登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の三） 第四節　（略） 第三章～第五章　（略） 附則	目次 第一章　（同上） 第二章　（同上） 第一節　（同上） 第二節　地図等（第十条―第十六条） 第三節　登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の二） 第四節　（同上） 第三章～第五章　（同上） 附則
（副登記記録） 第九条　法務大臣は、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。 2　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によってこれを行うことができる。この場合において、副	（副登記記録） 第九条　法務大臣及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長は、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。 （新設）

登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

（地図）

第十条　地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

2～6　（略）

（地図の記録事項）

第十三条　地図には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一　（略）

二　地図の番号（当該地図が複数の図郭にまたがって作成されている場合には、当該各図郭の番号）

三～八　（略）

九　隣接図郭との関係

十　（略）

（地図）

第十条　地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。

2～6　（同上）

（地図の記録事項）

第十三条　（同上）

一　（同上）

二　地図の番号

三～八　（同上）

九　隣接図面との関係

十　（同上）

2　（略）	2　（同上）
（地図及び建物所在図の番号） 第十五条　登記官は、地図に記録された土地の登記記録の表題部には第十三条第一項第二号の地図の番号（同号括弧書きに規定する場合には、当該土地が属する図郭の番号）を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第二号の番号を記録しなければならない。	（地図及び建物所在図の番号） 第十五条　登記官は、地図に記録された土地の登記記録の表題部には第十三条第一項第二号の番号を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第二号の番号を記録しなければならない。
（地図等の副記録） 第十五条の二　法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。 2　第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。	（新設）
（地図等の訂正） 第十六条　（略） 2・3　（略） 4　第一項の申出は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。 一　（略） 二　地図訂正申出情報を記載した書面（地図訂正申出情	（地図等の訂正） 第十六条　（同上） 2・3　（同上） 4　（同上） 一　（同上） 二　地図訂正申出情報を記載した書面を登記所に提出す

報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法	
5～9　（略）	
10　令第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定は第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について、令第十六条第五項の規定は第四項第二号に規定する地図訂正申出情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について準用する。この場合において、令第十六条第一項及び第十八条第一項中「記名押印しなければ」とあるのは、「署名し、又は記名押印しなければ」と読み替えるものとする。	
11　第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について、第五十一条の規定は第四項第二号に規定する磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは、「第十六条第十項において準用する令第十六条第五項」と読み替えるものとする。	
12～15　（略）	
（行政区画の変更等）	
第十六条の二　第九十二条の規定は、地図等について準用	

る方法	
5～9　（同上）	
10　令第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定は、第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。この場合において、令第十六条第一項及び第十八条第一項中「記名押印しなければ」とあるのは、「署名し、又は記名押印しなければ」と読み替えるものとする。	
11　第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は、第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。	
12～15　（同上）	
（新設）	

する。この場合において、同条第一項中「変更の登記」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

第三節　登記に関する帳簿

（申請情報等の保存）

第十七条　（略）

２　（略）

（筆界特定書つづり込み帳）

第二十七条の二　（略）

（土地所在図等の副記録）

第二十七条の三　法務大臣は、第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調製するものとする。

２　第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

第四節　雑則

第三節　（同上）

（申請情報等の保存）

第十七条　（同上）

２　（同上）

（筆界特定書つづり込み帳）

第二十七条の二　（同上）

（新設）

第四節　（同上）

（保存期間）

第二十八条　（略）

（添付書面の原本の還付請求）

第五十五条　（略）

2～5　（略）

6　第三項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7～9　（略）

（登記識別情報の通知の方法）

第六十三条　登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一　電子申請　法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人（以下この条において「申請人等」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　（略）

2・3　（略）

4　前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送

（保存期間）

第二十八条　（同上）

（添付書面の原本の還付請求）

第五十五条　（同上）

2～5　（同上）

6　第一項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7～9　（同上）

（登記識別情報の通知の方法）

第六十三条　登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一　電子申請　法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　（同上）

2・3　（同上）

4　前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送

付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によってするものとする。

一　申請人等が自然人である場合において当該申請人等の住所にあてて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき（第三号に掲げる場合を除く。）　郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二・三　（略）

5～9　（略）

（土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の作成方式）

第七十三条　（略）

2　前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日並びに申請人及び作成者の氏名又は名称を記録しなければならない。

（土地所在図の内容）

第七十六条　土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

2・3　（略）

付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によってするものとする。

一　申請人又は代理人（以下この条において「申請人等」という。）が自然人である場合において当該申請人等の住所にあてて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所にあてて書面を送付するとき（第三号に掲げる場合を除く。）　郵便事業株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名あて人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二・三　（同上）

5～9　（同上）

（土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の作成方式）

第七十三条　（同上）

2　前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日及び申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

（土地所在図の内容）

第七十六条　土地所在図には、方位、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

2・3　（同上）

（地積測量図の内容）

第七十七条　地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一～六　（略）

七　国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

八　基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値

九　境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。）があるときは、当該境界標の表示

十　測量の年月日

2　近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、前項第七号及び第八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

3　第一項第九号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

（地積測量図の内容）

第七十七条　（同上）

一～六　（同上）

（新設）

七　基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）

八　（同上）

（新設）

（新設）

2　前項第八号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

4　地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。	3　（同上）
5　第十条第四項の規定は、地積測量図について準用する。	4　（同上）
（地役権図面の内容） 第七十九条　地役権図面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。 2～4（略）	（地役権図面の内容） 第七十九条　地役権図面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。 2～4（同上）
（建物図面の内容） 第八十二条　（略） 2　建物図面には、方位、縮尺、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。 3　（略）	（建物図面の内容） 第八十二条　（同上） 2　建物図面には、方位、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。 3　（同上）
（各階平面図の内容） 第八十三条　各階平面図には、縮尺、各階の別、各階の平面の形状、一階の位置、各階ごとの建物の周囲の長さ、床面積及びその求積方法並びに附属建物があるときは主	（各階平面図の内容） 第八十三条　各階平面図には、各階の別、各階の平面の形状、一階の位置、各階ごとの建物の周囲の長さ、床面積及びその求積方法並びに附属建物があるときは主である

である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

2　（略）

（土地所在図の管理及び閉鎖等）

第八十五条　（略）

2　（略）

3　登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、当該図面が、第十七条第一項の電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録に閉鎖の事由及びその年月日並びに登記官の識別番号を記録し、土地図面つづり込み帳又は建物図面つづり込み帳につづり込まれているときは当該図面に閉鎖の事由及びその年月日を記録して登記官印を押印しなければならない。

4　第一項の規定は、同項に規定する図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

（地役権図面の管理）

第八十六条　登記官は、申請情報と併せて地役権図面の提供があった場合において、当該申請に基づく登記をしたときは、地役権図面にその番号（以下「地役権図面番号」という。）を付さなければならない。この場合においては、当該地役権図面に当該地役権図面番号並びに当該建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

2　（同上）

（土地所在図の管理及び閉鎖等）

第八十五条　（同上）

2　（同上）

3　第十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

4　第一項の規定は、同項に規定する図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存した場合には、適用しない。

（地役権図面の管理）

第八十六条　登記官は、申請情報と併せて地役権図面の提供があった場合において、当該申請に基づく登記をしたときは、地役権図面に番号を付した上、当該地役権図面に当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。	
2　前項後段の規定は、地役権図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならない。	
3　地役権図面番号は、一年ごとに更新するものとする。	
（地役権図面の閉鎖）	
第八十七条　（略）	
2　第八十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。	
（地役権の登記がある土地の分筆の登記）	
第百三条　登記官は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲が分筆後の甲土地又は乙土地の一部となるときは、分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。	
2～4　（略）	
（合筆の登記における権利部の記録方法）	
第百七条　（略）	

	（新設）
2　前項の番号は、一年ごとに更新するものとする。	
（地役権図面の閉鎖）	
第八十七条　（同上）	
2　第十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。	
（地役権の登記がある土地の分筆の登記）	
第百三条　登記官は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲が分筆後の甲土地又は乙土地の一部となるときは、分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び第八十六条第一項の番号を記録しなければならない。	
2～4　（同上）	
（合筆の登記における権利部の記録方法）	
第百七条　（同上）	

2　登記官は、前項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。	2　登記官は、前項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び第八十六条第一項の番号を記録しなければならない。
3～5　（略）	3～5　（同上）
（地役権図面番号の記録） 第百六十条　登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に地役権図面番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるときも、同様とする。	（地役権図面の番号の記録） 第百六十条　登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に第八十六条第一項の番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるときも、同様とする。
第百九十九条　削除	（副登記記録による作成） 第百九十九条　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記事項証明書又は登記事項要約書を作成することができないときは、第九条の副登記記録によってこれを作成することができる。
（地図等の写し等の作成及び交付） 第二百条　（略）	（地図等の写し等の作成及び交付） 第二百条　（同上）

2・3　（略）	2・3　（同上）
4　第百九十四条第二項及び第三項の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。	4　第百九十四条第三項の規定は、第二項の書面の交付について準用する。
（土地所在図等の写し等の作成及び交付）	（土地所在図等の写し等の作成及び交付）
第二百一条　（略）	第二百一条　（同上）
2・3　（略）	2・3　（同上）
4　第百九十四条第二項及び第三項の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。	4　第百九十四条第三項の規定は、第二項の書面の交付について準用する。
（電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法）	（電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法）
第二百五条　（略）	第二百五条　（同上）
2　第百九十四条第二項又は第三項（これらの規定を第二百条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する方法により登記事項証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によってしなければならない。	2　第百九十四条第二項又は第三項（第二百条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する方法により登記事項証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によってしなければならない。
3　（略）	3　（同上）
（筆界特定書の記録事項等）	（筆界特定書の記録事項等）
第二百三十一条　（略）	第二百三十一条　（同上）
2・3　（略）	2・3　（同上）
4　法第百四十三条第二項の図面には、次に掲げる事項を	4　（同上）

記録するものとする。

一～七　（略）

八　測量の年月日

5　法第百四十三条第二項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。

6　第十条第四項並びに第七十七条第三項及び第四項の規定は、法第百四十三条第二項の図面について準用する。この場合において、第七十七条第三項中「第一項第九号」とあるのは「第二百三十一条第四項第七号」と読み替えるものとする。

附　則

（未指定事務に係る旧登記簿）

第四条　新規則第四条、第八条、第九条、第九十条、第九十二条第二項、第百十六条、第百十七条、第百二十二条、第百九十四条第二項及び第百九十五条から第百九十八条までの規定は、法附則第三条第一項の規定による指定

一～七　（同上）

（新設）

5　法第百四十三条第二項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）とする。

6　第十条第四項並びに第七十七条第二項及び第三項の規定は、法第百四十三条第二項の図面について準用する。この場合において、第七十七条第二項中「前項第八号」とあるのは「第二百三十一条第四項第七号」と読み替えるものとする。

附　則

（未指定事務に係る旧登記簿）

第四条　新規則第四条、第八条、第九条、第九十条、第九十二条第二項、第百十六条、第百十七条、第百二十二条、第百九十四条第二項及び第百九十五条から第百九十九条までの規定は、法附則第三条第一項の規定による指定

（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。以下「第三条指定」という。）を受けた事務について、その第三条指定の日から適用する。

2～5　（略）

（第三条指定を受けていない登記所からの移送）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　前条第二項後段及び第四項の規定は第一項本文の場合について、前条第三項後段の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、前条第二項後段中「記載」とあるのは「記録」と、「登記官印を押印しなければ」とあるのは「登記官の識別番号を記録しなければ」と、同条第四項中「同項の書面」とあるのは「移送を受けた登記用紙」と、「登記用紙」とあるのは「登記記録」と、「記載しなければ」とあるのは「記録しなければ」と読み替えるものとする。

別表一（第四条第一項関係）土地の登記記録

第一欄	第二欄
地図番号欄	地図の番号又は図郭の番号並びに筆界特定の年月日及び手続番号

（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。以下「第三条指定」という。）を受けた事務について、その第三条指定の日から適用する。

2～5　（同上）

（第三条指定を受けていない登記所からの移送）

第八条　（同上）

2・3　（同上）

4　前条第二項後段及び第四項の規定は第一項本文の場合について、前条第三項後段の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、前条第二項後段中「記載」とあるのは「記録」と、「登記官印を押印しなければ」とあるのは「登記官の識別記号を記録しなければ」と、同条第四項中「同項の書面」とあるのは「移送を受けた登記用紙」と、「登記用紙」とあるのは「登記記録」と、「記載しなければ」とあるのは「記録しなければ」と読み替えるものとする。

別表一（第四条第一項関係）土地の登記記録

第一欄	第二欄
地図番号欄	地図の番号並びに筆界特定の年月日及び手続番号

二　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（副登記記録） 第三条　法務大臣は、登記記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。 2　登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。 3　登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができるようになつたときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。	（登記簿と同一の記録の備付け） 第三条　法務大臣及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長は、登記簿に記録されている事項と同一の事項の記録を調製するものとする。 2　登記簿の全部又は一部が滅失した場合において、前項の記録があるときは、当該記録によつてこれを回復しなければならない。この場合においては、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号。以下「法」という。）第八条の命令によることを要しない。 3　登記簿によつて登記事項証明書又は法第十一条の書面（以下「登記事項要約書」という。）を作成することができないときは、登記官は、第一項の記録によつてこれらを作成することができる。
（印鑑記録等の備付け） 第五条　登記所には、第九条第六項の規定による記録（以下「印鑑記録」という。）及び申請書類つづり込み帳を備える。	（印鑑に係る記録等の備付け） 第五条　登記所には、第九条第六項の規定による記録（以下「印鑑に係る記録」という。）及び申請書類つづり込み帳を備える。
（副印鑑記録）	（印鑑に係る記録と同一の記録の備付け）

第六条　法務大臣は、印鑑記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副印鑑記録を調製するものとする。

2　登記官は、印鑑記録によつて印鑑の事務を行うことができないときは、前項の副印鑑記録によつてこれを行うことができる。この場合において、副印鑑記録に記録した事項は、印鑑記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、印鑑記録によつて印鑑の事務を行うことができるようになつたときは、直ちに、前項の規定により副印鑑記録に記録した事項を印鑑記録に記録しなければならない。

（資格喪失の場合等の印鑑記録の処理）

第九条の二　印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は改印若しくは印鑑の廃止の届出をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

2　前条第六項の規定により記録された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

（印鑑カードの交付等）

第九条の五　（略）

2　登記官は、印鑑カードを交付するときは、印鑑記録及

第六条　法務大臣及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長は、印鑑に係る記録と同一の事項の記録を調製するものとする。

2　印鑑に係る記録の全部又は一部が滅失した場合において、前項の記録があるときは、当該記録によつてこれを回復しなければならない。

3　印鑑に係る記録によつて印鑑の証明書を作成することができないときは、登記官は、第一項の記録によつてこれを作成することができる。

（資格喪失の場合等の印鑑に係る記録の処理）

第九条の二　印鑑の提出をした者がその資格を喪失し、又は改印若しくは印鑑の廃止の届出をしたときは、登記官は、印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない。

2　前条第六項の規定により記録された事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない。

（印鑑カードの交付等）

第九条の五　（同上）

2　登記官は、印鑑カードを交付するときは、印鑑に係る

び前条第一項の書面にその印鑑カード番号及び交付の年月日を記録し、又は記載しなければならない。

3～6　（略）

（管轄転属の場合の措置）

第十一条　甲登記所の管轄地の一部が乙登記所の管轄に転属したときは、甲登記所は、その部分に関する登記記録、附属書類及び印鑑記録を乙登記所に移送しなければならない。

2～6　（略）

7　甲登記所は、第一項の規定により印鑑記録を移送したときは、印鑑記録にその旨を記録しなければならない。

（登記事項証明書等の請求の通則）

第十八条　登記事項証明書若しくは法第十一条の書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付、登記簿の附属書類の閲覧又は印鑑の証明を請求するには、申請書を提出しなければならない。

2　（略）

（帳簿等の保存期間）

第三十四条　登記所は、帳簿等を次の区別に従つて保存しなければならない。

一～五　（略）

記録及び前条第一項の書面にその印鑑カード番号及び交付の年月日を記録し、又は記載しなければならない。

3～6　（同上）

（管轄転属の場合の措置）

第十一条　甲登記所の管轄地の一部が乙登記所の管轄に転属したときは、甲登記所は、その部分に関する登記記録、附属書類及び印鑑に係る記録を乙登記所に移送しなければならない。

2～6　（同上）

7　甲登記所は、第一項の規定により印鑑に係る記録を移送したときは、印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない。

（登記事項証明書等の請求の通則）

第十八条　登記事項証明書若しくは登記事項要約書の交付、登記簿の附属書類の閲覧又は印鑑の証明を請求するには、申請書を提出しなければならない。

2　（同上）

（帳簿等の保存期間）

第三十四条　登記所は、帳簿等を次の区別に従つて保存しなければならない。

一～五　（同上）

六　印鑑記録（次号の印鑑記録を除く。） 永久 七　第九条の二第一項及び第十一条第七項の規定による記録をした印鑑記録 当該記録をした日から二年間 八～十　（略）	六　印鑑に係る記録（次号の印鑑に係る記録を除く。） 永久 七　第九条の二第一項及び第十一条第七項の規定による記録をした印鑑に係る記録 当該記録をした日から二年間 八～十　（同上）
（合併、会社分割又は株式移転による登記の申請書の記載） 第百十条　合併、会社分割又は株式移転につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項又は第十五条の三第二項の規定による届出をした場合においては、合併による変更若しくは設立の登記、吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記若しくは新設分割による設立の登記又は株式移転による設立の登記の申請書には、届出をした年月日を記載し、同法第十五条第三項、第十五条の二第四項又は第十五条の三第三項において準用する同法第十条第八項ただし書の規定による期間の短縮があつたときは、その期間をも記載しなければならない。	（合併又は会社分割による登記の申請書の記載） 第百十条　合併又は会社分割につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項又は第十五条の二第二項若しくは第三項の規定による届出をした場合においては、合併による変更若しくは設立の登記又は吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記若しくは新設分割による設立の登記の申請書には、届出をした年月日を記載し、同法第十五条第四項ただし書（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮があつたときは、その期間をも記載しなければならない。

三　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（商業登記規則等の準用） 第五条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第六十一条第一項及び第四項、第六十二条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条、第八十一条、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」と	（商業登記規則の準用） 第五条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第六十一条第一項及び第四項、第六十二条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条、第七十七条、第八十条、第八十一条、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるの

あるのは、「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。	は、「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（副記録） 第四条　登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。 2　登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副記録によってこれを行うことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録した事項とみなす。 3　登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録に記録しなければならない。	（動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルと同一の記録の備付け） 第四条　登記官は、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録した事項と同一の事項の記録を備えなければならない。 2　動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録の全部又は一部が滅失したときは、前項の記録によってこれを回復しなければならない。この場合においては、令第三条の命令によることを要しない。

五　投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（商業登記規則の準用） 第三条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十項、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条第一項、第四項及び第七項、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第四項まで、第六十五条第一項から第三項まで、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条、第八十一条、第九十八条から第百五条まで、第百七条、第百八条、第百十七条、第百十八条、第百十八条の三、第百十八条の四、第百二十条並びに第百二十三条の規定は、投資法人の登記について準用する。	（商業登記規則の準用） 第三条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十項、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条第一項、第四項及び第七項、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第四項まで、第六十五条第一項から第三項まで、第六十六条、第六十八条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条、第八十一条、第九十八条から第百五条まで、第百七条、第百八条、第百十七条、第百十八条、第百十八条の三、第百十八条の四、第百二十条並びに第百二十三条の規定は、投資法人の登記について準用する。

六　後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（副記録） 第四条　登記官は、後見登記等ファイル等に記録した事項と同一の事項を記録する副記録を備えなければならない。 2　登記官は、後見登記等ファイル等の記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副記録によってこれを行うことができる。この場合において、副記録に記録した事項は、後見登記等ファイル等の記録に記録した事項とみなす。 3　登記官は、後見登記等ファイル等の記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副記録に記録した事項を後見登記等ファイル等の記録に記録しなければならない。	（後見登記等ファイル等の記録と同一の記録の備付け） 第四条　登記官は、後見登記等ファイル等に記録した事項と同一の事項の記録を備えなければならない。 2　後見登記等ファイル等の記録の全部又は一部が滅失したときは、前項の記録によってこれを回復しなければならない。この場合においては、令第三条の命令によることを要しない。

七　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（不動産登記規則の準用） 第四十九条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百十条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条から第百八十二条まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十四条から第百八十八条まで、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第	（不動産登記規則の準用） 第四十九条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百十条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条から第百八十二条まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十四条から第百八十八条まで、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第

百九十二条まで、第百九十五条、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項、第百八十四条及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二百五条第二項	第百九十四条第二項又は第三項（これらの規定を第二百条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。）	船舶登記規則第四十六条第二項又は第三

百九十二条まで、第百九十五条、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第百九十九条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項、第百八十四条及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（同上）		
第二百五条第二項	第百九十四条第二項又は第三項（第二百条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。）	船舶登記規則第四十六条第二項又は第三

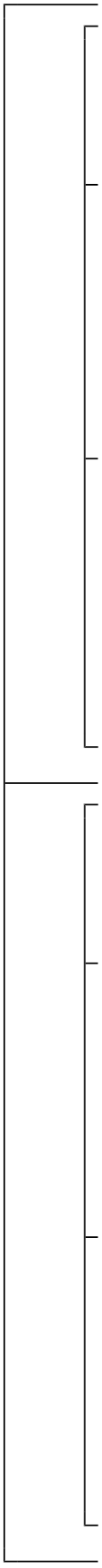

八　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（不動産登記規則の準用） 第四十条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあっては、同条第一項第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七	（不動産登記規則の準用） 第四十条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあっては、同条第一項第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七

十六条（第三項を除く。）、第百七十八条、第百七十九条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十五条、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二百五条第二項	第百九十四条第二項又は第三項（これらの規定を第二百条第二項又は第三項	農業用動産抵当登記規則第三十七条第二

十六条（第三項を除く。）、第百七十八条、第百七十九条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十五条、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（同上）		
第二百五条第二項	第百九十四条第二項又は第三項（第二百条第四項及び第二百	農業用動産抵当登記規則第三十七条第二項又は第三項

四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。）		
一条第四項において準用する場合を含む。）		

九　夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（準用） 第十四条　不動産登記規則第百九十三条（第一項第五号及び第六号を除く。）、第百九十四条、第百九十五条、第百九十七条第五項及び第六項、第二百二条、第二百三条第一項、第二百四条並びに第二百五条第一項及び第二項の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。	（準用） 第十四条　不動産登記規則第百九十三条（第一項第五号及び第六号を除く。）、第百九十四条、第百九十五条、第百九十七条第五項及び第六項、第百九十九条、第二百二条、第二百三条第一項、第二百四条並びに第二百五条第一項及び第二項の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。
附　則	附　則
（未指定事務に係る登記簿に関する経過措置） 第三条　（略） 2～5　（略） 6　第三条指定を受けていない事務について登記用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。 7　（略）	（未指定事務に係る登記簿に関する経過措置） 第三条　（同上） 2～5　（同上） 6　第三条指定を受けていない事務について登記用紙に登記官の識別記号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。 7　（同上）
（電子申請等に関する経過措置） 第四条　新規則中電子申請（非訟事件手続法第百二十二条	（電子申請等に関する経過措置） 第四条　新規則中電子申請（非訟事件手続法第百二十五条

第一項において準用する不動産登記法第十八条第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。）に関する規定は、整備法第八十九条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。 2・3　（略）	第一項において準用する不動産登記法第十八条第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。）に関する規定は、整備法第八十九条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。 2・3　（同上）

十　船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則	附　則
（未指定事務に係る旧船舶登記簿） 第四条　新船舶登記規則第二条、第十四条、第十八条、第四十五条第一項第五号及び第六号、第四十六条、第四十七条並びに第四十九条（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第六条から第九条まで、第十七条第一項、第二十七条第一項第二号、第三十条、第百九十五条、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項を準用する部分に限る。）の規定は、第二条第二項指定を受けた事務について、その第二条第二項指定の日から適用する。 2～7　（略）	（未指定事務に係る旧船舶登記簿） 第四条　新船舶登記規則第二条、第十四条、第十八条、第四十五条第一項第五号及び第六号、第四十六条、第四十七条並びに第四十九条（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第六条から第九条まで、第十七条第一項、第二十七条第一項第二号、第三十条、第百九十五条、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第百九十九条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項を準用する部分に限る。）の規定は、第二条第二項指定を受けた事務について、その第二条第二項指定の日から適用する。 2～7　（略）
（未指定事務に係る旧農業用動産登記簿） 第十六条　新農業用動産抵当登記規則第二条、第十五条、第十九条、第三十六条第一項第五号及び第六号、第三十七条、第三十八条並びに第四十条（不動産登記規則第六	（未指定事務に係る旧農業用動産登記簿） 第十六条　新農業用動産抵当登記規則第二条、第十五条、第十九条、第三十六条第一項第五号及び第六号、第三十七条、第三十八条並びに第四十条（不動産登記規則第六

条から第九条まで、第十七条第一項、第二十七条第一項第二号、第三十条、第百九十五条、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項を準用する部分に限る。）の規定は、第四条第二項指定を受けた事務について、その第四条第二項指定の日から適用する。	条から第九条まで、第十七条第一項、第二十七条第一項第二号、第三十条、第百九十五条、第百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第百九十八条、第百九十九条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項を準用する部分に限る。）の規定は、第四条第二項指定の日から適用する。

法務省民二第８７４号
平成２２年４月１日

法　務　局　長　　殿
地方法務局長　　殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成２２年法務省令第１７号）の施行等に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し，別紙の１及び３については本日から，別紙の６から９までについては本月５日から，別紙の２，４及び５については本年７月１日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，この通達の施行に伴い，「地図情報システムに登録された地図等に係る証明書の様式について」（平成１９年３月２３日付け法務省民二第７００号民事第二課長依命通知）及び「地図情報システムに登録された地図等に係る証明書の様式の付加について」（平成２０年１０月６日付け法務省民二第２６７６号民事第二課長依命通知）は，廃止します。

別紙

１　第９条第２項中「第８６条第２項」を「第８６条第３項」に改める。

２　第５０条第１項中「第７７条第１項第７号」を「第７７条第１項第８号」に改め，同条第２項中「第７７条第１項第７号」を「第７７条第２項」に改める。

３　第５６条第１項中「土地所在図，地積測量図，建物図面若しくは各階平面図」を「土地所在図等（電磁的記録に記録されているものを除く。）」に，「，又は」を「，若しくは」に改め，「つづり替えを」の下に「し，又は電磁的記録に記録されている土地所在図等が記録されている規則第１７条第１項の電磁的記録に変更若しくは訂正があった旨を記録」を加える。

４　第７０条中「第７７条第４項」を「第７７条第５項」に改める。

５　第７２条第１項中「第７７条第４項」を「第７７条第５項」に改め，同条第２項中「第７号」を「第８号」に改める。

６　第１３４条中第５号を第８号とし，第４号を第７号とし，第３号中「写し」の下に「（建物所在図が電磁的記録に記録されているときは，当該記録された情報の内容を証明した書面）」を加え，同号を第６号とし，第２号中「写し」の下に「（地図及び地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは，当該記録された情報の内容を証明した書面）」を加え，「，原則として別記第９７号様式及び別記第９８号様式により」を削り，同号の次に次の３号を加える。

(3) 地図及び地図に準ずる図面の写しは，原則として別記第９７号様式による。

(4) 地図及び地図に準ずる図面に記録された情報の内容を証明した書面は，原則として別記第９８号様式による。当該証明した書面に表記されている地図又は地図に準ずる図面に閉鎖された部分が存在する場合には，当該閉鎖された部分に斜線を施すとともに，その旨を記載する。

(5) 地図に準ずる図面に記録された情報の内容を証明した書面には，座標値及びその種別を記載することを要しない。

7　別記第９７号を次のように改める。

別記第９７号（第１３４条第３号，第８号関係）

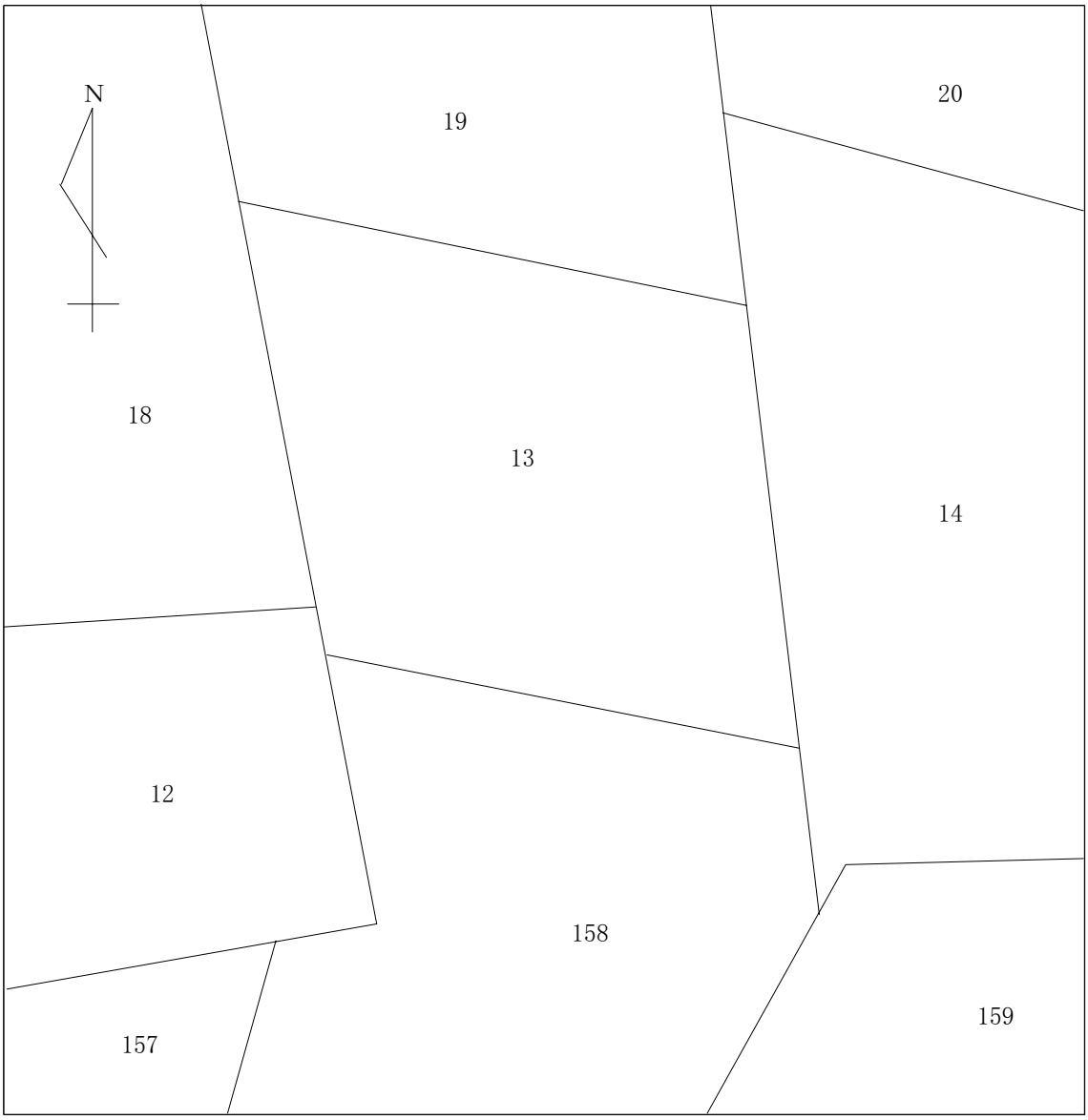

請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何	地番	13番			
縮尺	1／						

これは地図（地図に準ずる図面）の写しである。

平成　年　月　日

法務局　　出張所

登記官　　職印

８　別記第９８号を次のように改める。

別記第９８号（第１３４条第４号，第８号関係）

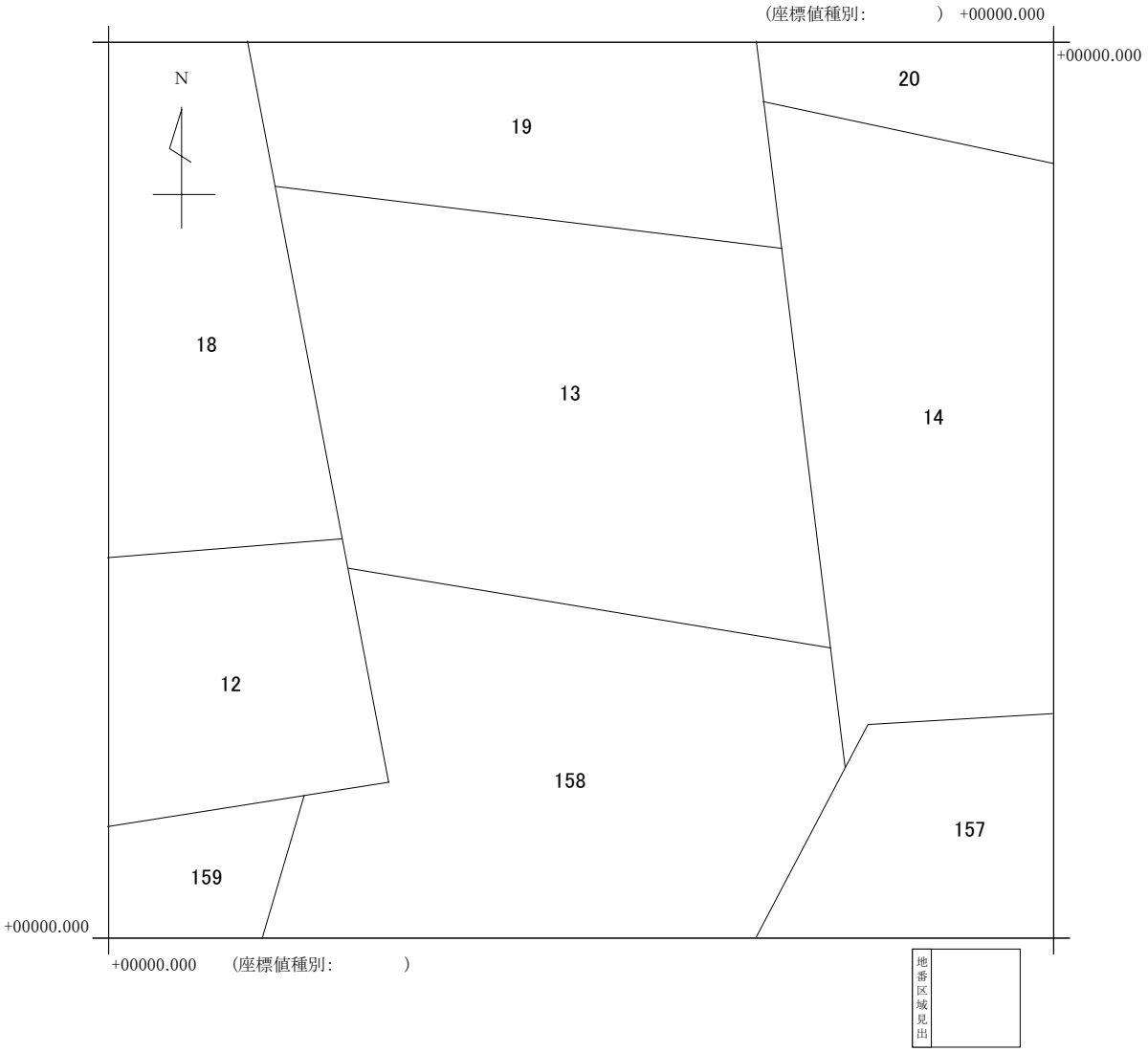

請求部分	所在	何市区郡何町村大字何字何				地番	13番		
出力縮尺	1/	精度区分		座標系番号又は記号		分類		種類	
作成年月日			備付年月日（原図）			補記事項			

これは地図（地図に準ずる図面）に記録されている内容を証明した書面である。

平成　年　月　日
法務局　　出張所
登記官

電子公印

９　別記第９９号中「第１３４条第３号，第５号」を「第１３４条第６号，第８号」に改める。

不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号民事局長通達）

（傍線部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（管轄転属による地番等の変更） 第９条　（略） ２　登記官は，規則第３３条の規定により共同担保目録の記号及び目録番号，信託目録の目録番号又は地役権図面の番号（以下この条において「記号等」と総称する。）を改める場合には，従前の記号等を抹消する記号を記録して，第１１４条，第１１５条第２項又は規則第８６条第３項の規定により新たに付した記号等を記録しなければならない。	（管轄転属による地番等の変更） 第９条　（同左） ２　登記官は，規則第３３条の規定により共同担保目録の記号及び目録番号，信託目録の目録番号又は地役権図面の番号（以下この条において「記号等」と総称する。）を改める場合には，従前の記号等を抹消する記号を記録して，第１１４条，第１１５条第２項又は規則第８６条第２項の規定により新たに付した記号等を記録しなければならない。
（地積測量図における筆界点の記録方法） 第５０条　地積測量図に規則第７７条第１項第８号の規定により基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には，当該基本三角点等に符号を付した上，地積測量図の適宜の箇所にその符号，基本三角点等の名称及びその座標値も記録するものとする。 ２　地積測量図に規則第７７条第２項の規定により近傍の恒久的な地物に基づく測量の	（地積測量図における筆界点の記録方法） 第５０条　地積測量図に規則第７７条第１項第７号の規定により基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には，当該基本三角点等に符号を付した上，地積測量図の適宜の箇所にその符号，基本三角点等の名称及びその座標値も記録するものとする。 ２　地積測量図に規則第７７条第１項第７号の規定により近傍の恒久的な地物に基づく

成果による筆界点の座標値を記録する場合には，当該地物の存する地点に符号を付した上で，地積測量図の適宜の箇所にその符号，地物の名称，概略図及びその座標値も記録するものとする。	測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には，当該地物の存する地点に符号を付した上で，地積測量図の適宜の箇所にその符号，地物の名称，概略図及びその座標値も記録するものとする。
（表題部の変更の登記又は更正の登記に伴う図面の処理） 第５６条　登記官は，表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をした場合において，必要があるときは，土地所在図等（電磁的記録に記録されているものを除く。）の記録の変更若しくは訂正をし，若しくはこれらの図面のつづり替えをし，又は電磁的記録に記録されている土地所在図等が記録されている規則第１７条第１項の電磁的記録に変更若しくは訂正があった旨を記録するものとする。	（表題部の変更の登記又は更正の登記に伴う図面の処理） 第５６条　登記官は，表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をした場合において，必要があるときは，土地所在図，地積測量図，建物図面若しくは各階平面図の記録の変更若しくは訂正をし，又はこれらの図面のつづり替えをするものとする。
２　（略）	２　（同左）
（地積） 第７０条　土地の表示に関する登記の申請情報の内容とした地積と登記官の実地調査の結果による地積との差が，申請情報の内容とした地積を基準にして規則第７７条第５項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは，申請情報の内容とした地積	（地積） 第７０条　土地の表示に関する登記の申請情報の内容とした地積と登記官の実地調査の結果による地積との差が，申請情報の内容とした地積を基準にして規則第７７条第４項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは，申請情報の内容とした地積

を相当と認めて差し支えない。	を相当と認めて差し支えない。
（分筆の登記の申請） 第７２条　分筆の登記を申請する場合において，分筆前の地積と分筆後の地積の差が，分筆前の地積を基準にして規則第７７条第５項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは，地積に関する更正の登記の申請を要しない。	（分筆の登記の申請） 第７２条　分筆の登記を申請する場合において，分筆前の地積と分筆後の地積の差が，分筆前の地積を基準にして規則第７７条第４項の規定による地積測量図の誤差の限度内であるときは，地積に関する更正の登記の申請を要しない。
２　分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には，分筆前の土地が広大な土地であって，分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り，分筆後の土地のうち１筆の土地について規則第７７条第１項第５号から第８号までに掲げる事項（同項第５号の地積を除く。）を記録することを便宜省略して差し支えない。	２　分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には，分筆前の土地が広大な土地であって，分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り，分筆後の土地のうち１筆の土地について規則第７７条第１項第５号から第７号までに掲げる事項（同項第５号の地積を除く。）を記録することを便宜省略して差し支えない。
（地図等の写し等の作成） 第１３４条　（略） (1)　（略） (2)　地図及び地図に準ずる図面の写し（地図及び地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは，当該記録された情報の内容を証明した書面）は，請求に係る土地のほか，接続する土地全部につ	（地図等の写し等の作成） 第１３４条　（同左） (1)　（同左） (2)　地図及び地図に準ずる図面の写しは，原則として別記第９７号様式及び別記第９８号様式により，請求に係る土地のほか，接続する土地全部についてこれらの土地相互間の境界線及びその接続する土

いてこれらの土地相互間の境界線及びその接続する土地の地番を記載する。	地の地番を記載する。
(3) 地図及び地図に準ずる図面の写しは，原則として別記第９７号様式による。	（新設）
(4) 地図及び地図に準ずる図面に記録された情報の内容を証明した書面は，原則として別記第９８号様式による。当該証明した書面に表記されている地図又は地図に準ずる図面に閉鎖された部分が存在する場合には，当該閉鎖された部分に斜線を施すとともに，その旨を記載する。	
(5) 地図に準ずる図面に記録された情報の内容を証明した書面には，座標値及びその種別を記載することを要しない。	
(6) 建物所在図の写し（建物所在図が電磁的記録に記録されているときは，当該記録された情報の内容を証明した書面）は，原則として別記第９９号様式による。	(3) 建物所在図の写しは，原則として別記第９９号様式による。
(7) （略）	(4) （同左）
(8) （略）	(5) （同左）
別記第９７号（第１３４条第３号，第８号関係）	別記第９７号（第１３４条第２号，第５号関係）
（略）	（略）
別記第９８号（第１３４条第４号，第８号関	別記第９８号（第１３４条第２号，第５号関

係） （略）	係） （略）
別記第９９号（第１３４条第６号，第８号関係） （略）	別記第９９号（第１３４条第３号，第５号関係） （略）